

総行住第 46 号  
総行マ第 67 号  
令和 5 年 4 月 28 日

各都道府県住民基本台帳担当部長  
各指定都市住民基本台帳担当部長  
各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長

総務省自治行政局  
住民制度課長  
マイナンバー制度支援室長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」等の廃止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢等に伴う住民基本台帳事務等については、下記通知・事務連絡により取り扱っていただいているところです。

今般、本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類感染症に変更され、この位置付けの変更と合わせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日（令和 5 年 2 月 10 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は廃止されることが決定されました。

このため、下記通知・事務連絡は同日をもって廃止します。

貴都道府県においては、その旨を承知の上、域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 6 日付け総行住第 31 号）
- ・「住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 3 月 10 日付け事務連絡）
- ・「電子証明書の更新手続における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取扱いについて」（令和 2 年 3 月 13 日付け事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢等を踏まえた住民基本台帳事務における DV 等支援措置の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 21 日付け総行住第 69 号）

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた代理人に対するマイナンバーカードの交付について」  
(令和2年4月21日付け事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る質疑応答について」(令和2年5月15日付け総行住第87号)